

# 利益相反防止に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、会社経営における利益相反防止に関する取り扱いを定める。

## (対象者)

第2条 本規程は、株式会社木の里工房木薫（以下「会社」）の取締役及び社員に適用するものとする。

## (利益相反行為の禁止)

第3条 会社は、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置として、自己申告と定期申告をさせるとともに、情報開示を行う。

2 助成事業等を行うにあたり、会社の役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えない。

## (利益相反等の防止及び開示)

第4条 会社は、利益相反を防止するとともに役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 会社は、取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いて行わなければならない。

3 会社は、利益相反防止のため、取締役及び社員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

## (業務上の権限等の私的利用の禁止・利益相反行為等の制限)

第5条 社員は、業務上又は職務上与えられた地位や権限を利用して、自己の利益を図り、又は金額の多寡を問わず、不当に金銭その他の金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為をしてはならない。

2 社員は、原則として、別紙に掲げる行為（以下「利益相反行為等」という。）を行ってはならず、やむを得ない理由により次に掲げる行為をしようとする場合には、次項の規定に従って、その所属長の承認を受けなければならない。

## (利益相反等取引の承認)

第6条 取締役及び社員が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して取締役会または所属長の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に取締役会または所属長の承認を得るものとする。

(自己申告)

第7条 取締役及び社員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに会社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に取締役会または所属長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、会社と取締役及び社員との利益が相反する可能性がある場合（会社と業務上の関係にある他の団体等に取締役及び社員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 取締役及び社員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に取締役会または所属長の承認を受けなければならない。

4 第3項に規定する行為をした社員は、その行為後、遅滞なく、その行為について第3項に規定する事項をその所属長に報告しなければならない。

(定期申告)

第8条 取締役及び社員は、兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について取締役または所属長に書面で申告するよう求める場合がある。

(申告後の対応)

第9条 前2条の規定に基づく申告を受けた取締役会は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、会社との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第10条 第4条又は第5条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、文書管理規程に準じて管理するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

附則

(施行)

この規程は、**2024年6月10日**から施行する。

## 別紙

- (1) 利益が相反する可能性がある団体等の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 利益が相反する可能性がある団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、利益が相反する可能性がある団体等又はその団体等の役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 利益が相反する可能性がある団体等又はその団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 利益が相反する可能性がある団体等又はその団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 利益が相反する可能性がある団体等又はその団体等役職員から供応接待を受けること。
- (6) 利益が相反する可能性がある団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
- (7) 利益が相反する可能性がある団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) 利益が相反する可能性がある団体等又はその団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。